

松本市議会建設環境委員会行政視察報告書

- 1 期日 平成30年8月1日(水)～3日(金)
- 2 研修視察地及び調査項目
 - (1) 兵庫県(有馬富士公園)
 - ア 住民参画・協働による公園運営
 - (2) 京都府京都市
 - ア 空き家対策について
 - イ 市営住宅の子育て世帯向けリノベーションについて
 - (3) 滋賀県東近江市
 - ア 空き家対策について
 - (4) 静岡県浜松市
 - ア 官民連携による下水道事業の運営について

3 報告

(1) 8月1日(水)

住民参画・協働による公園運営(兵庫県三田市)

有馬富士公園は、阪神間における広域的かつ多様化するレクリエーション需要に対応するため、有馬富士・千寺湖などの良好な自然環境を保全するため、「自然休養型の文化公園」をテーマとし、整備がすすめられた。

概要は、全体面積178.2ha。(松本市アルプス公園75ha.)のうち、それぞれの目的別に、出会いのゾーン71ha・休養ゾーン13.5ha・山のゾーン93.5ha.に区分された公園である。

有馬富士では、住民の「参画と協働」を実現するために、住民手づくりの企画を展開する「ありまふじ夢プログラム」を実施している。

また、住民グループが「来園者→ゲスト」ではなく、「主催者=ホスト」として自分たちがやりたいことを来園者を対象に展開し、情報を共有することにより公園を核とした新たなコミュニティが形成され、入園者の増にも繋がり効果が表れている。

住民の参画・協働による公園運営については、本市においても、他の公共施設を含め、行政運営については必要不可欠なキーワードあるので、各施設の特性を見据える中で、検討を進めるべきと考える。

(2) 8月2日(木)

ア 空き家対策について(京都府京都市)

人口147万人の京都市は、京都ならではの地域力・知恵を生かした空き家対策推進のため、平成25年7月に「総合的な空き家対策」を策定するとともに、「京都市空き家等の活用・適正に関する条例」を平成26年4月に施行し、「空き家の発生の予防」「活

用・流通の促進」「適性の管理」「跡地の活用」といった総合的な空き家対策を推進してきました。

また、平成27年5月には「空き家対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、一戸建ての空き家などは対象が限られるものの、法に基づき空き家に係る調査や、指導等を実施できるようになる。

これを受け、より総合的計画的に空き家対策を推進していくため、空き家所有者だけでなく、地域、専門家、事業者、行政の連携の下、「安心安全な生活環境の確保」「地域コミュニティの活性化」「まちづくり活動の促進」を策定し、施策展開を着実に進めていきました。

なお、本市の対応策につきましては、東近江市の空き家対策の視察結果と合わせ報告するものです。

イ 市営住宅の子育て世帯向けリノベーションについて（京都府京都市）

この事業概要は、市営住宅の老朽化及び入居者の減少・高齢化が進む中で、子育て世帯・若年層世帯が安心して子供を産み育てる住環境整備の創設に向けて、市営住宅のリノベーション（修理・修復）を実施する事業である。

○ 事業内容

- ・ 対象とする子育て世帯

京都市内に住居又は勤務している方で、中学校修了までの子供がいる世帯

- ・ 収入（所得）の上限

月額21万4千円

- ・ 入居できる期間

末子が18歳になった年度末（3月31日）まで

○ 現状と課題

リノベーションは、DKをLDKに、浴室・トイレ・キッチンの改修、一部和室を洋室に整備した後、公募するものですが、概ね1倍程度の応募があるものの、団地により公募倍率にばらつきがある。

入居者は、未就学の子ども家庭6割、小学生の子ども家庭2割であり、その内7割程度がひとり親世帯である。

本市においても、子育て環境の整備の面では、リノベーション導入も必要かと考えますが、子育て施策の面から考えますと、優先順位を考慮する中で、慎重な検討・研修が必要と考えます。

(3) 8月2日（木）

空き家対策について（滋賀県東近江市）

人口 11 万の東近江市では、平成 27 年 2 月に施行された国の空き家等対策の推進に関する特別措置法を受け、平成 27 年度から本格的に空き家対策を開始しました。

この特措法は、空き家という個人の財産の管理に対する市町村の権限が強化されることで、空き家等の立ち入り調査や所得者を特定するための税情報の内部利用が可能となるとともに、「特定空き家等」に対する指導・助言・勧告・命令さらには、行政代執行が可能となる。

これをうけ、自治会の協力により空き家等実態調査を実施（1, 0 0 0 戸超える）中でも管理不十分な空き家等、いわゆる「特定空き家等」に該当する空き家については、防犯・防災・衛生・景観等の面で地域住民の生活環境に、深刻な影響を及ぼすことが懸念されるとともに、専門的知見を有する方々から積極的な意見や提案をいただくため、「東近江市空き家対策推進協議会を立ち上げ、法律に基づき空き家等対策を総合的かつ計画的に実施するために、「空き家対策計画」を策定し、施策展開をしているものです。

主な施策

- ・ 総合窓口の設置
- ・ 空き家バンク及び空き店舗バンク設置
- ・ 補助金の新設（老朽危険空き家除去事業、空き家等の新しい活用モデル事業）
- ・ 略市代執行の実施

今後の課題

- ・ 空き家等問題の周知（所有者の問題意識低い）
- ・ 行政の略式代執行の手法の確立
- ・ 所有者不明の管理不全な空き家への対応等

本市の空き家対策等については、東近江市・京都市の「計画策定」策定を参考に、施策展開を進めるべきと考えますが、対策が多岐にわたるとともに、行政だけでなく専門的知見・町会・企業等の協力を得る中での策定でありますので、本市の「対策計画策定」については、先進地を学ぶとともに、地域特性・背景・文化等を考慮する中で、取り組むべきと考えます。

（４） ８月３日（金）

市民連携による下水道事業の運営について（静岡県・浜松市）

人口 79 万の浜松市では、本年 4 月 1 日から、公共下水道西遠浄化センターと二つのポンプ場を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）に基づく公共施設等運営事業（コンセッション事業）を導入したものです。本事業は、全国で初めての事業であります。

この施設は、もともと県の施設でしたが、平成 28 年度からは所有し運営することになり、平成 25 年度から運営方針について検討した結果、職員の増員・財政負担増から、コスト削減等の効果の高い「コンセッション方式」を導入に至る。

この方式は、公共施設の所有権を自治体に残し、運営を民間企業に任せる仕組みである。その内容は、下水道料金・支払い方法も変更なく、民間企業が使用料金を自由に値上げすることができず、これまで通り議会の議決を経て決定するものである。

この事業の導入効果は、事業者の提案によりますと、20 年間で約 86 億円のコスト削減効果見込まれるとしているが、議会・市民等からは「利益優先でサービスの質が落ちるのは」との懸念に、市は定期的なモニタリング調査で監視できるとしている。

本市への事業導入には、浜松市の事業が全国初であり、事業検証をする中で成果についても検証することを考えると時期尚早である。また、本市の下水道整備環境は、管きよの更新が最大の課題であることも考えると、慎重の上にも慎重を期して研究することが必要と考えます。

平成 30 年 8 月 30 日

松本市議会議長 上條 俊道 様

委 員 16 番 犬飼信雄